

令和7年度第12回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和8年3月10日（火）

招集場所 米子市役所4階401会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 赤尾昇委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員 6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員
8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員 12番 宅野真二委員
13番 竹中誠一委員 14番 田子博康委員 15番 中本公平委員 16番 能登路幸輝委員 17番 船越真委員
18番 安井貴之委員 19番 米澤美憲委員

欠席農業委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員

出席推進委員 廣東宣明委員 影嶋六郎委員 福田忠雄委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 三島通政委員 住田一行委員
大塚清徳委員 福長正樹委員 高尾和広委員 中西文子委員 松本裕三委員 本池実委員 大家保委員 尾坂宣雄委員
福島公明委員 橋本慎一委員 田中英省委員

事務局 古橋事務局長 福田担当事務局長補佐 妹尾係長 道下係長 石岡係長 渡邊主事

傍聴人 無し

日 程

1 会長あいさつ

2 議事録署名委員の指名

3 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第1号 米子市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について

イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進
計画に係る意見照会に対する回答について

エ 第4号 農地法第30条に基づく利用状況調査に係る非農地調査に係る非農地の認定について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (7) その他

議事開始 午後3時30分

議長（角会長）

それでは、第12回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号18の安井農業委員と議席番号19の米澤農業委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は、議席番号2の足立農業委員と議席番号3の泉農業委員です。

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地利用最適化推進委員の委嘱について、農業委員会等に関する法律第17条第1項及び米子市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱第7条第2項の規定により下記のとおり農地利用最適化推進委員を委嘱したいので審議を求めます。

春日地区の農地利用最適化推進委員の追加募集を行いましたところ、4ページにございますように1名の応募がありました。

推進委員選考委員会設置要綱第3条第2項に基づき、別室の402会議室において、推進委員選考委員会を開催し、推進委員を選定し

ていただきましたので、推進委員選考委員会の結果を選考委員長から報告してください。

選考委員長（高橋農業委員）

推進委員選考委員会で推進委員の候補者を審議した結果、候補者を適任とする意見が決定されましたので、報告します。

議長（角会長）

何か、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。ご承認いただきます方は挙手をお願いします。

挙手多数ということでご承認いただきました。

それでは、審議に入ります。5 ページ、議案第 2 号をお願いします。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第 5 条第 3 項において準用する、第 4 条第 3 項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、6 ページ、番号 7 1 の和田町について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

大家推進委員

7 1 番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。2 月 2 7 日に米澤農業委員と 2 人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、高さ 1. 2 メートルのフェンスを設置します。雨水の排水について、地下浸透の計画で問題ありません。汚水の発生はありません。一部隣接耕作者の同意がありませんが責任を持って対応する旨確認しております。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、3 0 0 メートル以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地で、第 3 種農地に該当します。転用につい

て問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思ひます。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号72の葭津と番号73の大崎について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願ひします。

松本推進委員

72番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。2月27日に角農業委員と2人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、高さ1.2メートルのフェンスを設置します。雨水の排水について、地下浸透の計画で問題ありません。汚水の発生はありません。一部隣接耕作者の同意がありませんが、責任を持って対応する旨確認しております。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

続いて73番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、事務所の敷地拡張を計画したものです。2月27日に角農業委員と2人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、最高25センチメートルの盛土造成を行います。流出防止装置として土羽打ちをいたします。雨水の排水について、自然流下後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページ、番号74から番号76の彦名町について一括審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

高尾推進委員

74番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。2月14日に公本農業委員と2人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、最高70センチメートルの盛土造成を行います。擁壁についてはL型擁壁を設置いたします。雨水の排水について、溜桝後農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われまので、よろしくをお願いします。

公本農業委員

75番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は、本日現地視察をしたところですが、転用目的は、資材置場を計画したものです。2月14日に高尾推進委員と2人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、最高150センチメートルの盛土造成を行います。擁壁については水路側にL型擁壁を設置いたします。雨水の排水について、地下浸透の計画で問題ありません。汚水は発生いたしません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当します。許可は1種農地の例外にあたり、隣接地と一体として同一事業の目的に供するもので事業総面積に占める1種農地の割合が3分の1以下の場合該当いたします。転用について問題はないと思われまので、よろしくをお願いします。

で、よろしく申し上げます。

高尾推進委員

76番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。2月14日に公本農業委員と2人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、最高30センチメートルの盛土造成を行います。擁壁についてはコンクリートブロックを設置いたします。雨水の排水について、溜桝後既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

能登路農業委員

75番についてですが、ここは第一種農地になるとのことですが地域計画からは除外するのでしょうか。

事務局（妹尾係長）

第一種農地ではありますが、農振農用地ではございませんので、地域計画には最初から含まれていません。

議長（角会長）

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

番号77の夜見町の案件は取り下げになりました。

続きまして、8ページ、番号78の淀江町小波について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

木下農業委員

78番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、公民館を計画したものです。2月22日に現地確認を行いました。造成計画については最高90センチメートルの盛土造成を行います。擁壁については、高さ100センチメートルのL型擁壁を設置します。雨水の排水について、溜柵後農業用水路及び新設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しております。土地改良区の該当はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、9ページ、議案第3号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、10ページ、番号3-1から、18ページ、番号3-46までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

議案9ページ農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。15ページの3-40・3-41と16ページの3-42は、ほ場整備のみの方です。それ以外の10ページ番号3-1から18ページ番号3-46は、近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと、まず、10ページ、番号3-1から、18ページ、番号3-45までを一括して採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号3-46について採決したいと思います。これについては、関係者の能登路農業委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、21ページ、議案第4号をお願いします。農地法第30条に基づく利用状況調査に係る非農地の認定について、別表の土地について、「農地法の運用について」の第3の1の(3)のウの規定により議決を求めます。それでは、一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（石岡係長）

非農地認定議案について説明します。航空写真・現地写真をスライドに表示しております。2月6日に中本職務代理、尾坂推進委員、事務局の3人で現地調査を行いました。現況は全て山林の様相を呈しています。非農地として判断するのが適当ではないかと考えますのでご審議お願いいたします。説明は以上です。

議長（角会長）

地元委員さんから補足があれば願います。

中本職務代理

補足します。現況は、写真のとおり、山林と認定して問題ない状態です。ご審議をよろしく願います。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

関本農業委員

非農地にするというのは、農地として営農から外すということでしょうか。

事務局（石岡係長）

年に1回、農地利用状況調査をしていただいておりますが、その中で農地としての再生利用が困難な農地、いわゆるB判定、と判断されたものについて、法令上は対象地が農地に該当するか否か判断して随時台帳から落としていきなさいというのがございます。米子市の場合は、山間部を見るからに森などになっているところから順番に台帳から落とす作業をしているところです。また、土地改良区の受益地ではないところから作業をしています。

議長（角会長）

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、非農地と決定します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（福田担当事務局長補佐）

報告いたします。

23ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。

24ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

25ページから28ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、3件を受理しています。

次に、29ページから30ページの非農地現況証明について、8件を証明しています。

次に、31ページから32ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、2件を回答しています。

最後に、33ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行なっている旨の証明について、1件を回答しています。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（福田担当事務局長補佐）

（事務連絡）

議長（角会長）

これを持ちまして、第12回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後4時00